

新たな在留資格「特定技能」の「介護」「宿泊」「外食」の分野について、国内外で技能測定試験が実施され、70%程度の合格率となっています。すでに400人以上が認定申請済みであり、30人の許可が出ています。10月以降、「飲食物品製造業」「ビルクリーニング業」についても国内外で試験の実施が予定されており、「特定技能」の在留資格を持つ外国人材の雇用が順調に進みそうです。

現在、多く寄せられる相談は「特定技能2号を良好に修了した者」のうち、すでに帰国した外国人材を「特定技能」で呼び寄せたいというものです。行政書士法人グローアップは「登録支援機関」としても登録済みであり、「特定技能」外国人材が効率的に入国できるようサポートいたします。ぜひ、ご相談ください。

■ 在留申請手続きのオンライン化がスタート（2019年7月25日 オンラインでの申請受付開始）

在留資格の手続きは、これまで入国管理局の窓口への持参のみとされてきました。窓口はどこも大変混雑しており、数時間待ちも常態化していました。今回、在留資格手続きのうち、ごく一部ですが、オンライン申請が可能となります。これにより、管轄の窓口が遠方であっても「24時間365日」申請することができます。

在留申請手続きのオンライン化がスタート!!

Start of the online residence application procedures!!

2019年3月29日(金)
Friday, March 29, 2019

▶▶▶ 利用申出受付開始
Start of acceptance of requests for use

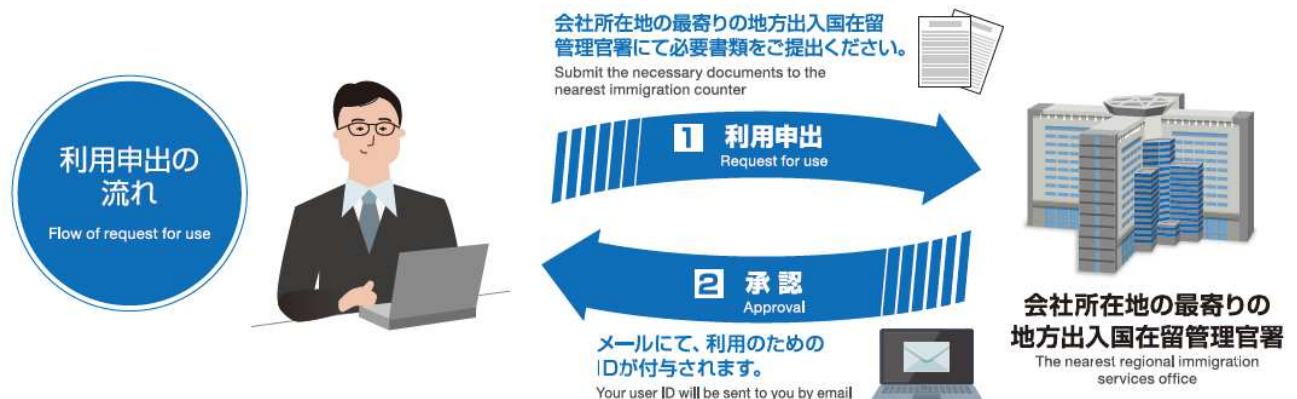
※オンラインで手続きを行うには利用申出が必要となります。
In order to be able to use the online residence application system, you will first have to submit a request for use

2019年7月25日(木)
Thursday, July 25, 2019

▶▶▶ オンラインで申請の受付開始
Start of acceptance of applications online



※オンライン申請をするためには、事前に利用申出が必要となる点に注意が必要です！



【オンライン申請の対象となる手続き】

- ① 「在留期間更新許可申請」
- ② ①と同時に行う「再入国許可申請」
- ③ ②と同時に行う「資格外活動許可申請」

【オンライン申請の対象となる利用者】

- ① 所属機関の職員（申請取次の届出済み）
- ② ①の所属機関から依頼を受けた
弁護士又は行政書士（申請取次の届出済み）

■外国人留学生在卒業後、日本で就業できる範囲が拡大（2019年5月30日～）

現行制度では、飲食店や小売店等でのサービス業務や製造業務等が主たるものである場合、就労目的の在留資格は認められませんでした。しかし、民間企業におけるインバウンド需要の高まりや、日本語能力が不足する外国人従業員や技能実習生への橋渡し役としての期待もあり、大学・大学院で広い知識を習得し、高い語学力を有する外国人留学生は、幅広い業務において採用ニーズが高まっています。

対象者：**日本の4年制大学の卒業**および大学院の修了に限る

日本語能力：日本語能力試験で「**N1**」

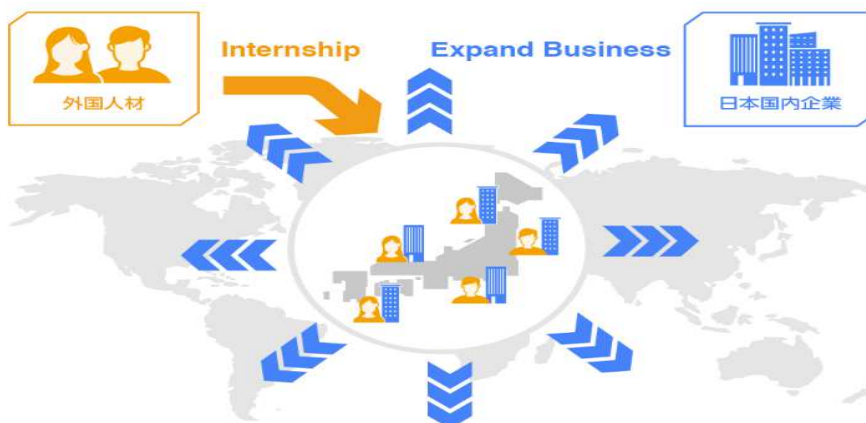
業務内容：**日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務**

※ 単に雇用主等からの指示を理解して自らの作業を行うだけでは足りず、他の外国人従業員に対し
外国語で伝達・指導しつつ、自らも業務を行うものが想定されています

契約形態：**フルタイムの稼働に限る**（派遣社員としての就業不可）

■インターンシップで外国人留学生を受け入れるときの注意点と在留資格

経済産業省では国際化促進インターンシップ事業として、日本に在留している外国人留学生在が日本企業でインターンシップができるようマッチングを積極的に行っています。しかし、適正な在留資格を有していなかったり、報酬の支払いについて最低賃金法が適用される形態であるか等、個別に判断すべき問題もあります。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

外国人材の皆様へ：インターンシップに参加して、日本で活躍しませんか？

【法務省の見解】

労働関係法令の適用については、インターンシップの態様により個別に判断される。

例えば、学生がインターンシップを行う企業において直接生産活動に従事するなど、当該作業による利益・効果が直接企業に帰属し、かつ、企業と学生との間に使用従属関係が認められる場合には、当該学生は労働者に該当すると考えられます（最低賃金法などの労働関連諸法令が適用される）。

【日本に在留している学生等が行うインターンシップができる在留資格】

在留資格：「留学」、「特定活動（継続就職活動）」、「特定活動（就職内定者）」

※報酬を受けない場合：入国管理局からの事前の許可は不要

※報酬を受ける場合：事前に入国管理局から「**資格外活動許可**」が必要

行政書士法人グローアップ

【東京本社】〒108-0075 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー7F Tel.03-5715-2938

【大阪本店】〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波 5-1-60 なんばスカイオ 15F Tel.06-6630-8535

E-mail: info@glow-up.or.jp <https://glow-up.or.jp/>

